

児童手当に関するお知らせ

令和6年12月支給分から児童手当の制度が一部改正されます。
大切なお知らせになりますので、必ずご確認ください。

1. **児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡充されます。**
 2. **所得制限が撤廃され、所得にかかわらず手当が受給できます。**
 3. **第3子以降の手当額が30,000円に増額されます。(多子加算)。**
 4. **多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。※1**
 5. **支払い回数が年3回から6回(偶数月)になります。※2**
- ※1 第3子のカウント方法については「支給額について」をご確認ください。
※2 年間での支給額に変更はありません。

支給額について 対象となる児童1人あたり1ヶ月分の支給額は次の通りです

制度改正前 令和6年10月支給まで(6~9月分)

所得制限の撤廃

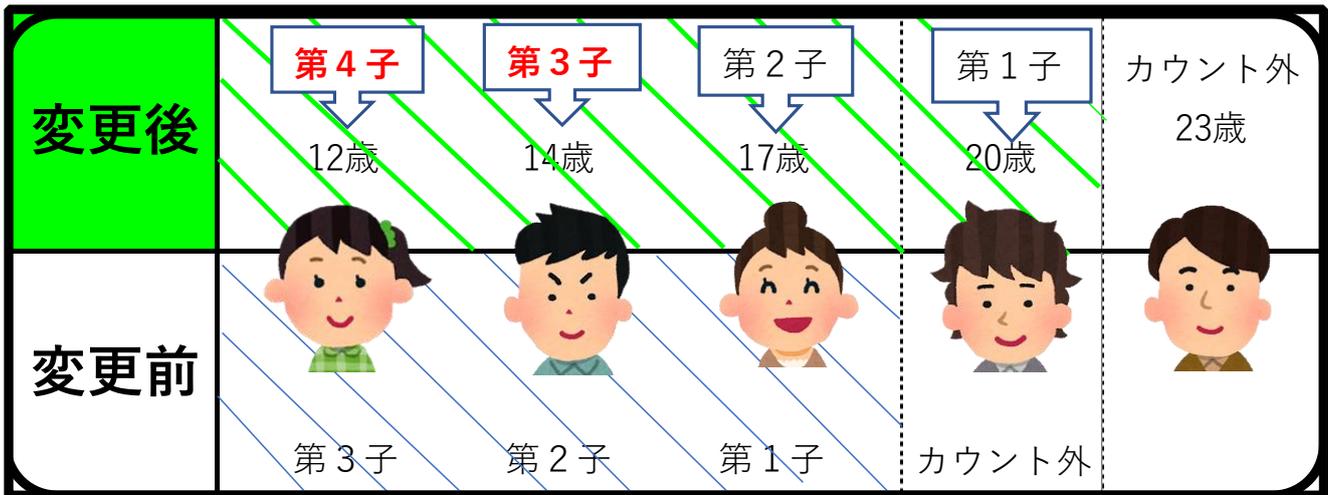
受給者区分	所得制限限度額未満 児童手当		所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満 特例給付		所得上限限度額以上 支給対象外	
	一般受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000	一律	5,000円	一律
3歳~小学生	第1子・第2子	10,000				
	第3子以降	15,000				
中学生		10,000				
施設里親等 受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000	施設里親等受給者については、 所得制限(上限)制度額の適用はありません。			
	3歳~中学生	10,000				

制度改正後 令和6年12月支給分(10・11月分)から

受給者区分	算定数・年齢区分		支給月額
一般受給者	第1子・第2子	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円
		3歳~18歳の年度末まで	10,000円
	第3子以降	0歳~18歳の年度末まで	30,000円
施設里親等 受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円
	3歳~18歳の年度末まで		10,000円

多子加算のカウント対象の年齢が 22 歳年度末までに拡充されます

・多子加算のカウント対象



・第3子以降の手当額が 30,000 円に増額されます(多子加算)。

※請求者(受給者)が監護相当・生計費の負担(仕送り等)をしている必要があります。

支払い回数が年3回から6回(偶数月)になります

・支払スケジュール

支払月	R6.10月	R6.12月	R7.2月	R7.4月	R7.6月	R7.8月
支給対象の手当	6月～9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分

・拡充後の支給は令和6年12月6日(金)支給分(10・11月分)からです。

・伊仙町では、原則として偶数月の7日に支給します。

7日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。

申請が必要な方

- ① 所得制限で児童手当(特例給付含む)を受給していない方
- ② ※1高校生年齢の児童のみ養育している方
- ③ 現在児童手当(特例給付含む)を受給している方で、養育状況を届け出していない高校生年齢の児童がいる方。
- ④ 高校生年齢までの児童と※2大学生年齢の児童を合わせて3子以上養育している方
※1今年度末時点で16～18歳の児童 ※2今年度末で19～22歳の児童

お問い合わせは

0997-86-3114 伊仙町役場 子育て支援課(直通)